

第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度施行状況審議結果との比較

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

ア 精度の確保・向上

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>国民経済計算は、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置付けられている。また、各種統計調査の設計の指針や統計数値間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応した推計を行っていくことが重要である。さらに、主要先進経済国として、日本が国民経済計算に関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要である。</p> <p>第Ⅰ期基本計画における国民経済計算関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年基準改定」において、おおむね取組が行われた。</p> <p>一方、今後の国民経済計算の年次推計については、平成28年経済センサス・活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いていく構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合が定めた国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要があり、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題も検討が必要となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。</p> <p>このため、第Ⅱ期基本計画においては、以下の取組を重点的に実施する。</p> <p>ア 精度の確保・向上</p> <p>経済センサス・活動調査を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、国民経済計算の精度の確保・向上を図るには、産業連関表（基幹統計）との整合を図った上で、国民経済計算の供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）を作成するなど、推計の枠組みを構築・強化する必要がある。</p>

<p>① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。</p> <p>② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと「産業連関表（基本表）」（基幹統計）、「同延長表」及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</p> <p>③ SNAの基準年の供給・使用表について、「産業連関表（基本表）」と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。</p> <p>④ 「産業連関表（延長表）」について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。</p> <p>⑤ 統計上の不適合の原因の一つとなっているGDP（生産側）のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。</p>	<p>このため、基準年次推計時においては、国民経済計算及び産業連関表の作成部局間における情報共有を通じた整合性の確保に努めるなど、両統計間の連携を強化する。また、年次推計時において、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上等に努めつつ、国民経済計算作成部局と延長産業連関表作成部局間においても、情報共有を通じた整合性の確保に努める。さらに、国民経済計算における推計業務システムを再構築し、計数のチェック体制を強化する。</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th><th>担当府省</th><th>実施時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計精度向上を図る。</td><td>内閣府</td><td>平成 28 年度末までに実施を目指す。</td></tr> <tr> <td>◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表、延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</td><td>内閣府、 経済産業 省、産業 連関表作 成府省庁</td><td>平成 26 年度か ら実施する。</td></tr> <tr> <td>◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。</td><td>内閣府</td><td>平成 28 年度末までに結論を得る。</td></tr> <tr> <td>◎ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。</td><td>経済産業 省</td><td>平成 26 年度か ら精度向上の 検討を行い、次 回の延長産業 連関表の基準 改定までに結 論を得る。</td></tr> <tr> <td>◎ 統計上の不適合の原因の一つとなっているGDP（生産側）推計のための輸进出口と支出系列の輸进出口概念の相違の取扱いについて研究する。</td><td>内閣府</td><td>平成 26 年度か ら実施する。</td></tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計精度向上を図る。	内閣府	平成 28 年度末までに実施を目指す。	◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表、延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。	内閣府、 経済産業 省、産業 連関表作 成府省庁	平成 26 年度か ら実施する。	◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。	内閣府	平成 28 年度末までに結論を得る。	◎ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業 省	平成 26 年度か ら精度向上の 検討を行い、次 回の延長産業 連関表の基準 改定までに結 論を得る。	◎ 統計上の不適合の原因の一つとなっているGDP（生産側）推計のための輸进出口と支出系列の輸进出口概念の相違の取扱いについて研究する。	内閣府	平成 26 年度か ら実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期																	
◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計精度向上を図る。	内閣府	平成 28 年度末までに実施を目指す。																	
◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表、延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。	内閣府、 経済産業 省、産業 連関表作 成府省庁	平成 26 年度か ら実施する。																	
◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。	内閣府	平成 28 年度末までに結論を得る。																	
◎ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業 省	平成 26 年度か ら精度向上の 検討を行い、次 回の延長産業 連関表の基準 改定までに結 論を得る。																	
◎ 統計上の不適合の原因の一つとなっているGDP（生産側）推計のための輸进出口と支出系列の輸进出口概念の相違の取扱いについて研究する。	内閣府	平成 26 年度か ら実施する。																	

⑥ SNAにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。

◎ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。

内閣府

平成28年度末
までに実施する。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

イ 國際比較可能性の向上

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案									
<p>① 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による「産業連関表（基本表）」及びSNAの作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）及びSNAの次々回基準改定での実現を目指す。</p>	<p>【本文】</p> <p>国際比較可能性の向上という観点からは、2008 SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図る必要がある。</p> <p>このため、国民経済計算作成部局では、2008 SNAに対応した改定の是非や可能性を検討しており、改定項目に優先順位を付した上で移行を進める。</p> <p>また、産業連関表及び国民経済計算における基本価格表示の対応については、間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえ検討する必要があり、それらの検討結果を踏まえて、平成27年産業連関表での実現を目指す。</p> <p>【別表】</p> <table border="1"><thead><tr><th>具体的な措置、方策等</th><th>担当府省</th><th>実施時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>◎ 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。</td><td>内閣府</td><td>平成28年度末までに実施する。</td></tr><tr><td>◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。</td><td>産業連関表作成府省庁、内閣府</td><td>平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。</td></tr></tbody></table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期								
◎ 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。								
◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。								

③ SNAと「産業連関表(基本表)」の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性及び国際的な動向への対応を検討する。

◎ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。

産業連
関表作成府
省庁

平成23年産業
連関表の確報
が公表される
平成27年度か
ら検討する。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

ウ 提供情報の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案		
① 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。 ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。 ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団体に対する支援を強化する。	【本文】 国民経済計算における有用性の向上及び地域統計の整備を図るため、四半期推計の充実、長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、取組の発展・充実を図る。		
	【別表】		
	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後でできるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
○ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。	
○ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成26年度から実施する。	

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(1) 国民経済計算の整備

エ 一次統計等との連携強化

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案																
① 「経済センサス・活動調査」の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。 ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。 ③ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の拡充・推計手法について検討する。 ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	【本文】 国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計等の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。																
	【別表】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th><th>担当府省</th><th>実施時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。</td><td>産業連関表作成府省庁、内閣府</td><td>産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。</td></tr> <tr> <td>◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。</td><td>内閣府</td><td>平成26年度から検討する。</td></tr> <tr> <td>◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する。</td><td>内閣府</td><td>平成26年度から検討する。</td></tr> <tr> <td>◎ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。</td><td>内閣府</td><td>平成28年度末までに結論を得る。</td></tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。	◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。	◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。	◎ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期															
◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。															
◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。															
◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。															
◎ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。															
◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。															
◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。															
◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。															
◎ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。															

<p>⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心に検討する。</p> <p>⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。</p> <p>⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、「産業連関表」及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</p>	<p>◎ 上記1(1)ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心に検討する。</p> <p>◎ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。</p> <p>◎ 上記、1(1)エに記載した事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</p>	内閣府	平成26年度から検討する。
--	--	-----	---------------

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>ア 経済構造統計の整備</p> <p>経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。</p> <p>この経済構造統計は、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の二つの基幹統計調査から構成される基幹統計であり、初めて実施された平成21年経済センサス - 基礎調査の結果は平成23年12月に全て公表が完了しており、同じく初めて実施された平成24年経済センサス - 活動調査の結果は平成25年8月から順次公表され、平成26年2月までには全ての公表を完了する予定である。なお、平成24年経済センサス - 活動調査は、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した平成23年夏頃から平成24年2月に実施時期等を変更せざるを得なかつたことに伴い、調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行った上で実施している。</p> <p>また、平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上（収入）金額を新たに把握するとともに、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス - 活動調査に合わせて再整理し、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る計画である。</p> <p>経済構造統計については、事業所母集団データベースの本格稼働、経済・社会情勢の変化や、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施状況等を踏まえ、平成28年以降の在り方について検討が必要となっている。</p> <p>このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。</p>

また、平成 28 年経済センサス - 活動調査と 5 年後に実施する平成 33 年経済センサス - 活動調査の中間年における、母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。

イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

平成 18 年に取りまとめられた「経済センサスの枠組みについて」においては、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施に併せて、関連する既存統計調査との関係を整理しており、関係府省は同枠組みに定められた取組を行っている。

一方で、経済構造統計を取り巻く環境は、事業所母集団データベースの本格稼働、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施・見直しが進められるなど、大きく変化している。

また、各種経済統計の精度向上に当たっては、副次的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であるものの、サービスに関する生産物分類は設定されていない。さらに、各種経済統計における売上高等の経理項目については、企業ごとに異なる会計処理（消費税込、消費税抜）が存在しており、その対応も必要となっている。

このため、経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担を含めた新たな枠組みの構築に向けた検討を行うとともに、サービスの分類を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める。また、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について検討を進める。

【別表】

ア 経済構造統計の整備

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 平成 28 年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、 経済産業 省	平成 28 年調査 の企画時期ま でに結論を得 る。

- ① 「経済センサス - 活動調査」の在り方を検討し、結論を得る。

② 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みを検討し、結論を得る。

○ 平成 28 年経済センサス - 活動調査と平成 33 年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方にについて、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成 27 年度末までに結論を得る。
---	-----	--------------------

【再掲】② 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みを検討し、結論を得る。

【再掲】① 「経済センサス - 活動調査」の在り方を検討し、結論を得る

③ 「経済構造統計」及び関連大規模統計に関する新たな枠組みを検討し、結論を得る。

⑤ 産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、生産物分類の検討を段階的に進める。

④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状では企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、報告者負担等を勘案した上

イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の統一化、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、関係府省	平成 27 年度末までに結論を得る。
○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、関係府省	平成 30 年度末までに結論を得る。
○ 2015 年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成 28 年度から実施する。
○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、関係府省	平成 26 年度から検討する。
○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成 28 年経済センサス - 活動調査の企画

で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。

時期までに結論を得る。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(3) サービス産業に係る統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案									
<p>② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。また、「四半期別GDP速報」(QE)を始めとしたSNA等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について結論を得る。</p> <p>③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。</p>	<p>【本文】</p> <p>我が国経済における第3次産業の割合は、GDPで7割を占めるに至っているが、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていなかった。こうした背景から、サービス産業動向調査が創設され、平成25年1月からは、企業単位の調査の導入による精度向上や都道府県別売上高の把握を含めた見直しが行われるなど、サービス産業に係る統計の整備が進められている。</p> <p>しかし、サービス産業に係る統計については、社会や経済の実態をより的確に捉えるため、その重要性がますます高まっており、既存統計の更なる精度向上や、産業としてのサービスに関する統計の整備が必要とされている。</p> <p>このため、サービス産業動向調査及び第3次産業活動指数については、引き続き有用性の確保・向上に取り組むとともに、サービス産業の全体像を把握する上で重要な付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。</p> <p>【別表】</p> <table border="1"><thead><tr><th>具体的な措置、方策等</th><th>担当府省</th><th>実施時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。</td><td>総務省</td><td>できる限り速やかに結論を得る。</td></tr><tr><td>○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。</td><td>経済産業省</td><td>次回基準改定までに結論を得る。</td></tr></tbody></table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期								
○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。								
○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。								

① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。

【再掲】② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。
また、「四半期別GDP速報」(QE)を始めとしたSNA等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について結論を得る。

○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。

総務省

平成26年度から実施する。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(4) 企業活動に係る統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案						
<p>① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。</p>	<p>【本文】</p> <p>関係府省は、企業活動に係る統計整備の一環として、情報通信業基本調査及び純粋持株会社実態調査等を創設・実施し、特定分野における企業活動や企業のサービス活動の把握に努めている。</p> <p>一方で、企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をより的確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要性が高まっている。また、事業所単位では、費用等を始めとした経理項目や資本・土地などのストック面について把握が困難となっていることから、企業活動に係る統計の整備の中で併せて検討する必要がある。</p> <p>このため、関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査については、経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）を中心に、全産業共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成及び提供する方向で検討を進める。その際、経済構造統計を軸とした新たな枠組みの検討における経済センサス・活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担の検討状況に留意する。</p> <p>また、企業内取引及び企業グループ活動を明らかにする統計の作成及び提供に関する検討を推進するとともに、法人企業統計調査（基幹統計調査）の精度向上について引き続き検討を進める。</p> <p>【別表】</p> <table border="1"><thead><tr><th>具体的な措置、方策等</th><th>担当府省</th><th>実施時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。</td><td>総務省、 関係府省</td><td>平成26年度から検討する。</td></tr></tbody></table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、 関係府省	平成26年度から検討する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期					
○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、 関係府省	平成26年度から検討する。					

<p>② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、報告者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。</p> <p>③ 平成 24 年「経済センサス-活動調査」結果を、平成 21 年「経済センサス-基礎調査」（基幹統計調査）で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>④ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、「純粹持株会社実態調査」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>	<p>○情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。</p> <p>○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p> <p>○ 平成 24 年経済センサス - 活動調査結果を、平成 21 年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粹持株会社実態調査の結果と合わせ、純粹持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p> <p>○ 四半期別法人企業統計調査の資本金 1,000 万円から 2,000 万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。</p>	<p>総務省、 経済産業 省</p>	<p>上記の検討を 踏まえ、可能 な限り早期に 結論を得る。</p>
	<p>○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p>	<p>総務省、 経済産業 省、関係 府省</p>	<p>平成 27 年度末 までに結論を 得る。</p>
	<p>○ 平成 24 年経済センサス - 活動調査結果を、平成 21 年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成 26 年度か ら実施する。</p>
	<p>○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粹持株会社実態調査の結果と合わせ、純粹持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>	<p>経済産業 省</p>	<p>平成 29 年度末 までに結論を 得る。</p>
	<p>○ 四半期別法人企業統計調査の資本金 1,000 万円から 2,000 万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。</p>	<p>財務省</p>	<p>平成 28 年度末 までに結論を 得る。</p>

第2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる「国際収支統計」について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。</p>	<p>【本文】</p> <p>関係府省は、経済活動のグローバル化に関連して、海外事業活動基本調査における報告対象者の把握向上、国民経済計算の平成17年基準改定における政府財政統計の主要項目の推計・公表などの取組を進めている。</p> <p>一方、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においては、グローバル化のメリットを生かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられていることから、国際経済取引や企業の国際化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が高まっている。</p> <p>また、G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となり得るリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、国際通貨基金（IMF）が新たな経済・金融統計の公表基準（SDDSプラス）への参加を要請している。</p> <p>このため、国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。また、企業の貿易取引に係る情報の高度利用、海外事業活動のより的確な把握についての更なる取組を行う。</p> <p>また、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備に向けた検討を推進する。</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成されることから、その特性を留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。	財務省	平成30年度末までに結論を得る。
○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。	経済産業省	平成28年度末までに結論を得る。
○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。	財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省	平成26年度から検討する。
○ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。

第2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(1) 環境に関する統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>世界的に重要な課題であり、また、我が国においても国民の関心が高まっている地球環境問題については、課題解決に向けた対応の基礎となる統計の整備が不可欠である。この取組の一環として、関係府省は、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や、廃棄物及び副産物の把握など、地球温暖化対策等に関連した統計の整備を進めている。</p> <p>一方、「環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）においては、環境に関する統計の整備を行うこととされており、また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、地球環境への貢献や、環境・エネルギー制約の克服等が掲げられており、このような環境・エネルギーを取り巻くニーズへの的確な対応が必要となっている。</p> <p>また、温室効果ガスの排出量等は、関連する様々な分野の統計を組み合わせて算出されているが、廃棄物等に関する統計やエネルギーに関する統計の精度向上等が重要な課題となっている。</p> <p>さらに、環境分野分析用産業連関表は、平成17年表の作成（平成25年度公表予定）の際、基礎となる部門別の投入量等に係る精度の高いデータが十分に得られなかつたことから、平成23年表の作成に向けてその課題解決も必要となっている。</p> <p>このため、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握することなど、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる整備や、廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた検討に引き続き取り組み、エネルギー消費に関する統計データの精緻化及び精度の高い環境分野分析用産業連関表の作成を行う。</p> <p>また、エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表」、SNAなどの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。	総務省、 関係府省 (環境省、資源エネルギー庁等)	平成 26 年度から実施する。
○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。	環境省	平成 26 年度から実施する。
○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。	環境省	平成 26 年度から検討する。
○ 平成 23 年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成 17 年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を検討する。	環境省	平成 29 年度末までに結論を得る。
○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成 26 年度から実施する。
○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成 29 年度末までに結論を得る。

⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表」、SNAなどの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。

① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。
 ② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。

③ 平成 17 年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に主要な部門別投入量等の把握などが未対応であることが明らかになったが、この課題の解決に向けて平成 23 年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。

④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。

【再掲】④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。

第2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(2) 観光に関する統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>観光に関する統計の整備については、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）及び国際連合統計委員会における観光統計に関する国際勧告2008等において、観光統計の適切な整備が求められたことから、関係府省による旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、都道府県の観光入込客統計に係る共通基準の策定、旅行・観光サテライト勘定（Tourism Satellite Account。以下「TSA」という。）の作成・公表などが進められている。</p> <p>しかしながら、観光入込客統計については、調査結果の安定性の向上の課題があり、TSAについては、未作成の表があるなど、引き続き、精度向上等に取り組む必要がある。また、我が国の観光地域における実態を把握するため、経済センサス・活動調査の結果と接合した統計を作成することを考慮して、新たに平成24年に実施した観光地域経済調査については、調査結果の検証を踏まえ、今後の在り方についての検討が必要となっている。さらに、上記調査に加え、公的統計として訪日外国人消費動向調査を整備してきたが、観光に関する統計は、官民の各主体が様々な目的で作成していることから、総合的に利用するためには、課題がまだ存在する。</p> <p>また、新たな「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）において、観光に関する統計の整備・利活用の促進を推進することとされており、「日本再興戦略」においても、観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の整備が必要となっている。</p> <p>このため、TSAの更なる充実、都道府県の観光入込客統計に関する更なる改善を行うとともに、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査の精度向上に取り組む。また、観光地域経済調査の在り方を含め、観光統計の体系的整備について検討する。</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ T S Aについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成 23 年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成 26 年度から実施する。
○ 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成 26 年度から実施する。
○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成 28 年度に次回調査を行うかの結論を得る。	観光庁	平成 26 年度末までに結論を得る。
○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成 26 年度から実施する。
○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成 28 年度末までに結論を得る。

- ① 「旅行・観光サテライト勘定」(T S A)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成 23 年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。
- ② 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。
- ④ 「観光地域経済調査」について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成 28 年度に次回調査を行うかの結論を得る。
- ③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。
- 【再掲】③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。

第2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(3) 交通に関する統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案												
<p>① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。</p> <p>③ 「自動車輸送統計」を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。</p>	<p>【本文】</p> <p>交通に関する統計は、統計の安定性・連續性に加え、輸送モード^(注2)間における比較可能性の向上及び社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要となっている。</p> <p>また、「総合物流施策大綱」（平成25年6月25日閣議決定）の策定を契機として、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上や、自動車輸送統計（基幹統計）を中心とした交通に関する統計の体系的整備も求められている。</p> <p>このため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握、内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上、自動車輸送統計を中心とした統計の体系的整備など、交通に関する統計の整備を推進する。</p> <p>(注2) 鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段をいう。</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</td> <td>国土交通省</td> <td>平成28年度末までに実施する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。</td> <td>国土交通省</td> <td>平成28年度末までに実施する。</td> </tr> <tr> <td>◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。</td> <td>国土交通省</td> <td>平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期											
◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。											
◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。											
◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結											

論を得る。

第2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(4) 建設・不動産に関する統計の整備

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>国土交通省は、第Ⅰ期基本計画に沿って、企業の不動産（土地及び建物）ストックをより的確に把握するため、5年周期で実施する法人土地基本調査（基幹統計調査）と、密接な関係を有することから同時に実施していた法人建物調査を統合し、法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）として平成25年に実施した。また、土地取得に関する動向（フロー）の把握のため毎年実施していた企業の土地取得状況等に関する調査も、法人土地・建物基本調査に統合して実施したが、政策ニーズ等を踏まえ、平成26年度以降のフローに係る調査の必要性・位置付け等について改めて整理することが必要となっている。あわせて、我が国における土地について体系的に整備をする場合、法人のみならず個人や世帯を含めて検討することも必要となっている。</p> <p>一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額が、ピーク時の半分以下に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、経済動向の分析や関連施策の展開にとって、その市場実態を的確に把握することが重要となっている。特に、建築物リフォーム・リニューアル調査については、一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を伴わない部分に区別した把握が行われていないなどの課題があり、その改善が急務となっている。</p> <p>このため、5年周期で実施する法人土地・建物基本調査の中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討する。また、平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、我が国における土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証する。</p> <p>また、建築物リフォーム・リニューアルについては、建設総合統計及び国民経済計算への反映等を目的として、建築着工統計（基幹統計）で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理などを含め、建築物リフォーム・リニューアル投資額等の正確な把握に向けた取組を推進する。</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
○ 平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。

- ① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。
- ② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。
- ③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、「建設総合統計」及びSNAへの反映を図る。
- ④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>① 継続して実施すべき取組（年次フレーム^(注)の作成、共通事業所コードの保持等）については、関係府省の協力の下、引き続き取組を進め、その定着を図る。</p> <p>(注) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報</p>	<p>【本文】</p> <p>事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び報告者の負担軽減を図ることを目的に、統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会等の方法により整備を進めている。</p> <p>同データベースを所管する総務省では、平成25年1月からシステムの運用を開始し、平成21年経済センサス・基礎調査など主要な経済統計調査の結果や行政記録情報（商業・法人登記情報、労働保険情報及びE D I N E T（注3）情報）を活用した企業及び事業所に対する照会結果等の情報について順次記録を行っている。また、平成25年度からは、事業所や企業を対象とした統計調査の母集団情報となる年次フレーム（注4）の作成及び提供を開始している。</p> <p>一方、事業所母集団データベースについては、正確かつ効率的な統計の作成を推進するための母集団情報の提供、報告者の負担軽減を図るための重複是正など既存の機能に加え、同データベースの共通事業所コードを活用した異なる統計調査のデータを結合した統計の作成、既存統計の作成に当たっての補完情報の提供など、新たな機能の充実・発揮が求められていることから、今後とも一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。</p> <p>このため、年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。</p> <p>また、今後の母集団情報の整備に当たっては、諸外国の事例や報告者及び調査実施者双方の負担等も勘案して、新たな行政記録情報や民間情報の活用、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進する。なお、これらの取組に当たっての人材育成や体制整備等にも努める。</p> <p>さらに、データの有効活用の観点及び経済活動をより的確かつ適時に把握する観点から、諸外国の事例を参考としつつ、事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成及び提供に向けた取組を推進する。</p> <p>(注3) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)</p> <p>(注4) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備について取り組む。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。

- ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。
- ④ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握及び経済活動をより適切に示す分類について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その手法の向上に努める。
- ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成について検討する。

【基本的な考え方】

国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計等の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。

- ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。
- ③ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の拡充・推計手法について検討する。

【「基本的な考え方」を踏まえた「諮問案」の整理】

「基本的な考え方」に掲げられた取組みを実現するためには、以下の工程を経ることが必要。

- (1) SNAの推計精度向上のため、一次統計等に求める対応及び整備によって得られる効果の整理（SNA側で整理する課題）
- (2) 上記により求められた対応及び効果と報告者負担等とを勘案しつつ、必要な対応を検討（SNA側、一次統計側両者の課題）

※ 施行状況報告の審議過程では、SNAの推計精度向上のため必要な基礎統計の整備を進めることが必要であるとの考え方は整理されているものの、費用対効果等に関する整理は行われず、SNAと一次統計との連携強化についての情報共有の場を設け、次期基本計画で具体的に進めていくものと整理されている。

担当府省を明確にした、課題の具体化

【諮問案(別表)】

